

## 埼玉県告示第七十三号

## 告示

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、同法第十六条第一項第六号の事項に係る変更の届出があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和八年一月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

登録番号	肥料の種類	変更事項	埼玉県知事 大野元裕
埼玉県第 六六七号	消石灰	変更内 容	
埼玉県第 六三三号	消石灰		
埼玉県第 五八六号	消石灰		
埼玉県第 五二一号	生石灰		
埼玉県第 四九九号	消石灰		
埼玉県第 四八八号	ウム肥料		
埼玉県第 四六七号	炭酸カルシ		
埼玉県第 三五四号	消石灰		
料 乾燥菌体肥	代表者の変更	株式会社	秩父石灰工業
代表者の変更	株式会社明治	代表者の変更	
変更後	変更前	変更後	変更前
八尾 文二郎	松田 克也	坂東 正隆	坂東 秀隆